



和歌山市公報

令和 6 年（2 0 2 4 年）9 月 2 日
第 1 7 8 2 号

発 行 所 和歌山市役所
発 行 日 毎月 1 日 1 5 日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
50	和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課）	3
51	和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・（消防総務課）	4

【 告 示 】

327	公示送達（令和 6 年度 市民税県民税森林環境税納税通知書）・・・・・・・・（市民税課）	5
328	公示送達（令和 6 年度固定資産税・都市計画税納税通知書）・・・・・・・・（資産税課）	6
329	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 一般相談支援事業者の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	7
330	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	8
331	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの事業の廃止の届出・・（障害者支援課）	9
332	和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則の規定による基準 該当障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	10
333	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	11
334	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・（障害者支援課）	12
335	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	13
336	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	14
337	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	15
338	公示送達（令和 6 年度随時第 3 期及び令和 6 年度第 1 期介護保険料督促状）・・（介護保険課）	16
339	道路区域の決定及び供用開始（令和 6 年告示第 3 2 6 号）の一部改正・・・・（道路管理課）	17
340	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要・・（環境政策課）	18
341	公示送達（令和 6 年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・（保険総務課）	20
342	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	21
343	公示送達（市県民税普通徴収督促状及び固定資産税・都市計画税督促状）・・（納税課）	22
344	公示送達（令和 6 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴 収）並びに令和 6 年度（令和 5 年度分）介護保険料納入通知書（特別徴収））・・（介護保険課）	23
345	公示送達（令和 5 年度第 1 0 期及び令和 6 年度第 1 期国民健康保険料督促状）・・（国保年金課）	24
346	告示送達（令和 6 年度国民健康保険料更生通知書及び令和 6 年度国民健康保険料 納入通知書）・・・・・・・・・・・・・・・・（国保年金課）	25
347	身体障害者福祉法の規定により指定した医師からの辞退の届出・・・・・・・・（障害者支援課）	26
348	道路区域の変更及び供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・（道路管理課）	27

【 公 告 】

○	和歌山市ふれ愛センターの指定管理者の公募・・・・・・・・・・・・・・・・（障害者支援課）	28
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・（地籍調査課）	29

○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課）	30
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	31
○ 開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	32
【 選挙管理委員会告示 】		
19 選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局）	33
20 委員の直接解職請求に必要な選挙人の数	（選挙管理委員会事務局）	34
【 人事委員会規則 】		
3 和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会事務局）	35
【 教育委員会告示 】		
14 教育委員会の招集	（教育政策課）	36
【 企業局規程 】		
7 和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程	（企業総務課）	37
【 消防局訓令 】		
4 和歌山市消防局警防規程の一部を改正する規程	（警防課）	38

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第50号

和歌山市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防吏員服制規則（昭和42年規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表冬帽の部製式の款女性の項を次のように改める。

女性	円形つば型とする。 形状は、図2のとおりとする。
----	-----------------------------

別表冬帽の部中「

周章	男性
----	----

」を「

周章

」に改め、同表夏帽の部製式の款

女性の項を次のように改める。

女性	冬帽と同様とする。
----	-----------

別表夏帽の部中「

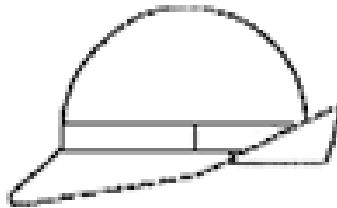
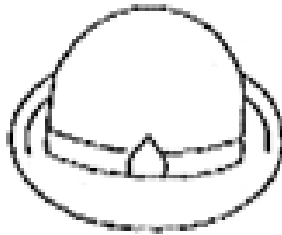
周章	男性
----	----

」を「

周章

」に改め、同表図2冬帽の部中

「



を

」

「



に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市消防吏員服制規則の規定により定められている服制については、なお従前の例による。

(令和6年9月2日揭示済)

和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

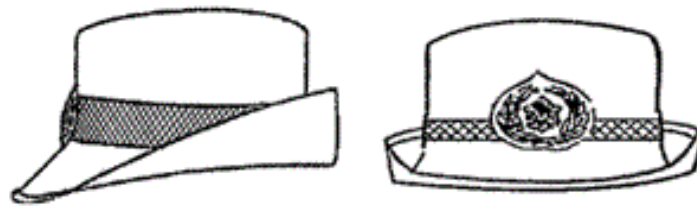
和歌山市規則第51号

和歌山市消防団員服制規則の一部を改正する規則

和歌山市消防団員服制規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表冬帽の部製式の款女性の項中「とし、帽の回りに暗い濃紺色又はその類似色のリボンを巻くもの」を削り、同部周章の項中「男性については、」を削り、同表夏帽の部周章の項中「男性については、」を削り、同表図冬帽の部女性の項を次のように改める。

女性



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の和歌山市消防団員服制規則の規定により定められている服制については、なお従前の例による。

（令和6年9月2日揭示済）

和歌山市告示第327号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年8月16日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和6年度 市民税県民税森林環境税納税通知書
(別紙省略)

(令和6年8月16日揭示済)

和歌山市告示第328号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年8月16日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納期限 令和6年度第1期分、第2期分の納期限は、令和6年9月2日とする。
(別紙省略)

(令和6年8月16日揭示済)

和歌山市告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者から同法第51条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年 8月 19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3030100162	つわぶき相談支援事業所	和歌山市吹屋町5-49-3	地域移行支援、地域定着支援	特定なし	社会福祉法人つわぶき会	和歌山市和田1-283-2	平成25年7月1日	令和6年6月30日

(令和6年8月19日揭示済)

和歌山市告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年 8月 19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3010122707	デイサービス内原健康館	和歌山市内原763-10	生活介護（共生型）	身体障害者、知的障害者、精神障害者	和株式会社	和歌山市内原763-10	平成30年8月1日	令和6年7月31日
3010122905	ヘルパーステーションつるかめ	和歌山市狐島590	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	ハーバーエンタープライズ株式会社	和歌山市狐島590	平成31年3月1日	令和6年7月31日

（令和6年8月19日掲示済）

和歌山市告示第331号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者から第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月 19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	廃止年月日
3050101066	児童デイサービス 雪うさぎ虹	和歌山市東田中24-6	放課後等デイサービス	株式会社 雪うさぎ	和歌山市和佐関戸228-1	令和2年8月1日	令和6年7月31日

(令和6年8月19日揭示済)

和歌山市告示第332号

和歌山市基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則（平成18年規則第50号）第3条第3項の規定により、基準該当障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和6年 8月 19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所名称	事業所所在地	事業者名称及び代表者氏名	事業者所在地	種類	廃止年月日
わかうら園デイサービスセンター	和歌山市田野175番地	社会福祉法人わかうら会 理事長 土山憲一郎	和歌山市田野175番地	生活介護、自立訓練（機能訓練）	令和6年7月31日
紀州リハビリケアデイサービスセンター	和歌山市冬野1335-1	株式会社 紀州ライフ コーディネートサービス 代表取締役 寺本 千秋	和歌山市冬野1335-1	生活介護	令和6年7月31日

（令和6年8月19日揭示済）

和歌山市告示第 333 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 19 日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124 299	ヘルパーステーション ナチュレ	和歌山市北 新金屋丁 76-8	同行援護	特定なし	ライフカンパニー 株式会社	和歌山市北新 金屋丁 76-8	令和 6 年 8 月 1 日	令和 12 年 7 月 3 1 日
3010124 539	ヘルパーステーション ふたばの里	和歌山市北 新七軒丁 8- 1 第二藤村 マンション 401 号室	居宅介護、重度 訪問介護	特定なし	株式会社 ソワン	和歌山県岩出 市西国分 793-1	令和 6 年 8 月 1 日	令和 12 年 7 月 31 日
3010123 937	桜園	和歌山市紀 三井寺 437- 1	生活介護	特定なし	有限会社 桜園	和歌山市紀三 井寺 437-1	令和 6 年 8 月 1 日	令和 12 年 7 月 31 日

(令和 6 年 8 月 19 日 掲示済)

和歌山市告示第334号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月 19日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050101355	パンダキッズアカデミー	和歌山市田中町4-62	児童発達支援、放課後等デイサービス	特定非営利活動法人パンダ作業所	和歌山市黒田18-4	令和6年8月1日	令和12年7月31日
3050101256	ゆうりかきっず	和歌山市山蔭丁7	保育所等訪問支援	株式会社EUREKA MOMENT	和歌山市岡山丁88	令和6年8月1日	令和12年7月31日
3050101215	幹らんど	和歌山市冬野703-9	放課後等デイサービス	一般社団法人 幹らんど	和歌山市冬野703-9	令和6年8月1日	令和12年7月31日

(令和6年8月19日掲示済)

和歌山市告示第 3 3 5 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 8 月 3 日、同月 9 日及び同月 1 5 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 8 月 8 日及び同月 1 5 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 6 年 8 月 7 日及び同月 1 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 6 年 8 月 2 1 日 掲 示 済)

和歌山市告示第336号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年8月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和6年8月1日、同月2日、同月5日、同月6日、及び同月13日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話435-1082

(令和6年8月21日揭示済)

和歌山市告示第337号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年8月21日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和6年8月22日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和6年5月8日、及び同月11日	令和6年5月22日
和歌山市内一円市道上、及び無料駐輪場	令和6年5月1日、及び同月2日	令和6年5月22日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和6年8月21日揭示済)

和歌山市告示第338号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年8月22日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和6年度	随時第3期 第1期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和6年9月2日に変更する。

(別紙省略)

(令和6年8月22日揭示済)

和歌山市告示第339号

道路区域の変更及び供用開始（令和6年告示第326号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月22日

和歌山市長 尾花正啓

表を次のように改める。

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
26-325	旧	今福23号線	和歌山市湊66番8地先 和歌山市湊2番3地先	334.1	6.90 ～ 10.90
	新	今福23号線	和歌山市湊66番8地先 和歌山市西浜1443番地先	371.5	6.90 ～ 14.00

(令和6年8月22日揭示済)

和歌山市告示第340号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年 8月23日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本製鉄株式会社 関西製鉄所（和歌山）
和歌山市湊1850番地
所長 小川 英範
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本製鉄株式会社 関西製鉄所（和歌山）
和歌山市湊1850番地
- (3) 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第61号ホに掲げる湿式集じん施設
- (4) 特定施設に関する事項
新たに特定施設を設置する。別表第1のとおり
- (5) 汚水等の処理に関する事項
別表第2のとおり
- (6) 排出水の汚染状態及び量
別表第3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和6年 8月23日から令和6年 9月13日まで
- (2) 場所
和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課
別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
特定施設番号及び名称	第61号ホ 湿式集じん施設		
構造	鋼構造		
主要寸法	L20m×W10.8m×H15m		
能力	140,097 m ³ N/h		
1日当たりの使用時間	24時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
排出水の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大
	pH	6.0~8.6	
	COD (mg/L)	26.0	30.0
	SS (mg/L)	8	10
	n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	0.8	1.0
	全窒素 (mg/L)	180	200
	全リン (mg/L)	0.9	1.0
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	300	336	

備考	既設の凝集沈殿設備にて処理を行います。なお、補給水量の調整により、排水量及び汚濁負荷量について変更はありません。
----	----------------------------------------------------------

別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	既設				
施設名	新2高炉排水処理設備				
構造	コンクリート製				
主要寸法	φ34mシクナー				
能力	1,200t/h				
処理の方式	凝集沈殿法				
1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		項目	処理前	処理後	処理前
	pH	6.0~8.6		6.0~8.6	
	COD (mg/L)	10.1	9.1	11.2	10.1
	SS (mg/L)	2000	50	3200	65
	n-Hex (mg/L)	1.3	1.3	1.5	1.5
	T-N (mg/L)	180	180	200	200
	T-P (mg/L)	0.9	0.9	1.0	1.0
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	20,300	20,300	21,600	21,600	

別表第3 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	既設		既設	
		No.6排水口		No.7排水口	
	項目	通常	最大	通常	最大
	pH	-	8.6	-	8.6
	COD (mg/L)	5.0	6.5	2.1	3.1
	SS (mg/L)	8.2	14.0	4.6	12.8
	n-Hex (mg/L)	0.6	0.8	0.1	0.1
	T-N (mg/L)	5.0	9.5	1.9	3.2
T-P (mg/L)	0.3	0.5	0.1	0.2	
排出水の1日当たりの量 (m ³)	721,851.3	826,455.1	331,599.1	417,616.8	
備考	設置に伴う変更はありません。				

(令和6年8月23日揭示済)

和歌山市告示第341号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年8月26日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別
令和6年度	後期高齢者医療保険料

(別紙省略)

(令和6年8月26日揭示済)

和歌山市告示第342号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年 8月 28日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
山川 義宏	済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45番地	肢体不自由	令和6年7月1日

(令和6年8月28日揭示済)

和歌山市告示第343号

固定資産税・都市計画税督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年8月30日

和歌山市長 尾花正啓

（別紙省略）

（令和6年8月30日掲示済）

和歌山市告示第344号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年8月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和6年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和6年度第2期の納期は、 令和6年9月9日に変更する。
令和6年度 （令和5年度分）	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和6年8月30日揭示済）

和歌山市告示第345号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年8月30日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和5年度	第10期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和6年9月9日に変更する。
令和6年度	第1期		

（別紙省略）

（令和6年8月30日揭示済）

和歌山市告示第346号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和6年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

年 度	種 別	備 考
令和6年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和6年9月24日に変更する。
令和6年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和6年9月24日に変更する。

（別紙省略）

（令和6年9月2日揭示済）

和歌山市告示第347号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成15年規則第11号）第4条の規定により次のとおり告示する。

令和6年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

氏名	診療科目	診断する障害の種類	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
長井 善隆	消化器内科	肝機能障害	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811番地1	令和6年 9月1日
阪口 仁寿	心臓血管外科	心臓機能障害	日本赤十字社 和歌山医療センター	和歌山市小松原通 四丁目20番地	令和6年 9月1日

(令和6年9月2日揭示済)

和歌山市告示第 3 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 6 年 9 月 2 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧 新 別	延長 (m)	幅員 (m)
1 0 - 4 3	高松 4 3 号線	和歌山市東高松四丁目 2 3 0 番 1 1 地先 ～ 和歌山市東高松四丁目 2 3 0 番 5 地先	旧	2 9 . 0 0	3 . 6 0
			新	2 9 . 0 0	3 . 7 0 ～ 3 . 8 0

(令和 6 年 9 月 2 日揭示済)

公告

和歌山市ふれ愛センターの指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年8月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 管理施設

和歌山市ふれ愛センター（和歌山市木広町5丁目1番地の9）

2 業務内容

- (1) 和歌山市ふれ愛事業に係る業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設使用料の徴収に関する業務
- (4) その他施設の設置目的を達成するため市が必要と認める業務

3 指定予定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 指定申込方法

(1) 募集要項の配布期間、場所及び方法

期間 令和6年8月19日（月）から同年8月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所及び方法 和歌山市役所東庁舎1階 障害者支援課において配布

上記期間中、和歌山市のホームページからもダウンロード可能

(2) 申込書の受付期間及び場所

期間 令和6年9月17日（火）から同年9月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市役所東庁舎1階 障害者支援課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和6年8月19日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年8月26日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市新中島字下ノ覚131番4
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年8月26日揭示済）

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第5項の規定により公告する。

令和6年8月26日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市善明寺字池ノ内435番1

和歌山市善明寺字池ノ内435番6

和歌山市善明寺字岡ノ谷630番24

和歌山市善明寺字岡ノ谷630番31

和歌山市善明寺字岡ノ谷630番37

和歌山市善明寺字中山643番5

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和6年8月26日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年8月26日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西浜字上新堤内ノ坪824番1、824番3の一部、825番、826番、827番、828番1	和歌山市湊1115番地32 株式会社キング・ライン 代表取締役 池田政隆

(令和6年8月26日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年9月2日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西庄字ヲムラゲ1008番1、1008番2、1010番1、1010番3、1010番5、1010番8、1010番9、1010番11、1010番12、1010番19、字中浜1016番92	和歌山市東蔵前丁25番地 株式会社ASAホーム 代表取締役 朝野桂司
和歌山市西庄字茶畑432番1、433番1、433番2、434番1	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

(令和6年9月2日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第19号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和6年8月23日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原秀明

- 1 日時 令和6年9月2日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿に登録するについて
 - (2) 直接請求に必要な選挙人の数について
 - (3) 選挙人名簿から抹消するについて

(令和6年8月23日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 6 年 9 月 2 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

- 1 地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

6, 0 1 6 人

- 2 地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

1 0 0, 2 5 5 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

5 0, 1 2 8 人

(令和 6 年 9 月 2 日 掲 示 済)

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 9 月 2 日

和歌山市人事委員会委員長 田 中 祥 博

和歌山市人事委員会規則第 3 号

和歌山市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の任用に関する規則（平成 11 年人事委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 10 条、第 14 条の 2、第 33 条関係）

選考の種類	選考の対象
副主任級昇任選考試験	副主任級の職位に属する職への昇任（消防職に限る。）
副主査級昇任選考試験	副主査級の職位に属する職への昇任（消防職に限る。）
班長級昇任選考試験	班長級の職位に属する職のうち企画員への昇任（消防職に限る。）

附 則

この規則は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

(令和 6 年 9 月 2 日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第14号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和6年9月2日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和6年9月5日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 夜間中学の校章デザイン作成について
 - (2) 和歌山市立学校条例の一部改正について
 - (3) 和歌山市夜間中学設置実施要領について
 - (4) 和歌山市立夜間中学の令和7年度（2025年度）入学募集要項について
 - (5) 令和6年9月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
 - (6) 令和6年度和歌山市教育功労者表彰について
 - (7) 今後の小中学校の水泳授業について
 - (8) 令和7年度和歌山市立和歌山高等学校各課程・学科の募集定員について
 - (9) 令和7年度使用和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程教科用図書の採択に係る教育委員会会議事録について
 - (10) その他

（令和6年9月2日揭示済）

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年9月2日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

和歌山市企業局規程第7号

和歌山市公営企業会計規程の一部を改正する規程

和歌山市公営企業会計規程（昭和39年水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第54条に次の1号を加える。

（10）金融機関等に支払う手数料等の経費

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

（令和6年9月2日揭示済）

消防局訓令第4号

和歌山市消防局警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年8月29日

和歌山市消防局長 谷口佳生

和歌山市消防局警防規程の一部を改正する規程

和歌山市消防局警防規程（昭和62年消防局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第5項中「消防車両ごと（2の消防車両で災害出動し、災害現場で活動に用いる消防車両を選択する場合にあっては、1の消防車両とみなす。）に」を削り、「もつて」を「もって」に改める。

第23条に次の1項を加える。

- 2 消防隊は、出動指令された車両で出動するものとする。ただし、別に定める場合において、出動車両又は車両数を変更して出動することができる。

附 則

この規程は、令和6年9月2日から施行する。

（令和6年8月29日揭示済）